

令和7年度 美祢市教育・保育施設利用者負担額（利用料）表 【月額】

階層区分		保育園・認定こども園				認定こども園
		0～2歳 ※入園年4月1日時点		3歳以上 ※入園年4月1日時点		満3歳以上
		3号認定		2号認定		1号認定
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	教育標準時間
A	生活保護世帯	0円				※給食費（主食費）は、別途負担となりますので、施設へお支払いください。（施設によっては、現物持参もあります。） ※給食費（副食費（おかず代））は、美祢市が負担しますので、お支払いはありません。
B	市民税非課税世帯	（幼児教育・保育の無償化）				
C1	市民税均等割のみ課税世帯	13,600円	13,300円			
	市民税均等割のみ課税世帯（ひとり親世帯等）	6,800円	6,650円			
C2	48,600円未満	15,600円	15,400円			
	48,600円未満（ひとり親世帯等）	7,800円	7,700円			
D0	57,700円未満	17,500円	17,200円			
	57,700円未満（ひとり親世帯等）	8,750円	8,600円			
D1	69,000円未満	19,600円	19,200円	0円		
	69,000円未満（ひとり親世帯等）	9,000円	9,000円	（幼児教育・保育の無償化）		
D11	77,101円未満	21,600円	21,200円			
	77,101円未満（ひとり親世帯等）	9,000円	9,000円			
D2	97,000円未満	24,000円	23,600円			
D3	127,000円未満	31,000円	30,400円			
D4	169,000円未満	35,600円	35,000円			
D5	301,000円未満	48,800円	48,000円			
D6	397,000円未満	64,000円	63,000円			
D7	397,000円以上	70,400円	68,600円			

※利用料の額は、1人目は半額、2人目以降のお子さんは無料となります。

※利用料とは別に、行事代・バス利用代などは、別途負担となりますので、施設へお支払いください。

※3号認定の給食費は利用料に含まれています。

※満3歳で3号認定から2号認定に変更となりますが、利用料等の取扱いに変更はありません。

※利用料は、年2回【前年度及び現年度の市民税額】で算定します。（前年度＝4月分～8月分の利用料・現年度＝9月分～3月分の利用料）

※利用料の算定で市民税所得割額を計算する場合、住宅借入金等特別税額控除・寄附金税額控除・配当控除・外国税額控除・配当割額及び株式等譲渡所得割額控除などは適用されません。（調整控除・定額減税は適用されます。）

※ひとり親世帯等とは児童の属する世帯がひとり親世帯・在宅障害児（者）のいる世帯・その他特に困窮していると市長が認めた世帯をいいます。